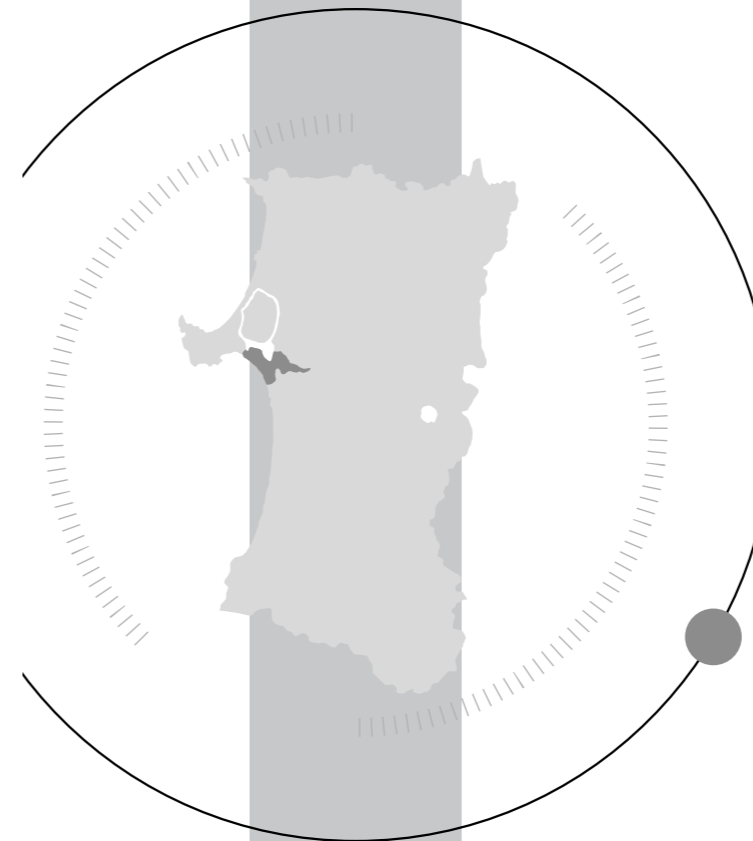


第 2 章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の基本目標と体系



KATAGAMI

第 2 章

計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

1. 老人福祉計画と介護保険事業計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項および介護保険法第117条第4項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体として策定したものです。

老人福祉法

第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険計画」という。）を定めるものとする。

第117条第4項

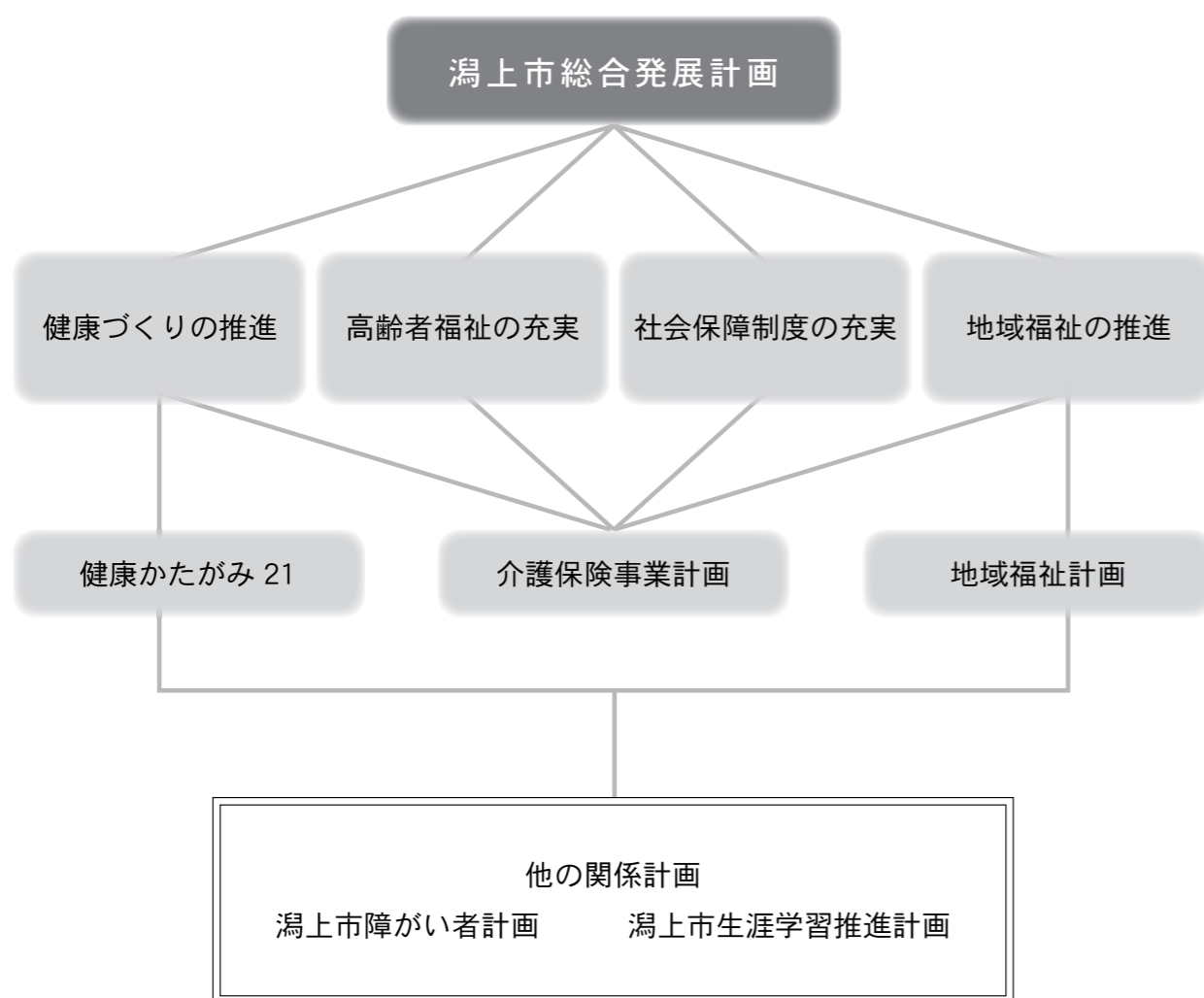
市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

2. 他の計画との関係

本市行政の基本指針としての「潟上市総合発展計画」のもと、保健・福祉施策に関する計画として、「健康かたがみ21」「潟上市地域福祉計画」「潟上市障がい者計画」を策定し、各種事業を推進します。

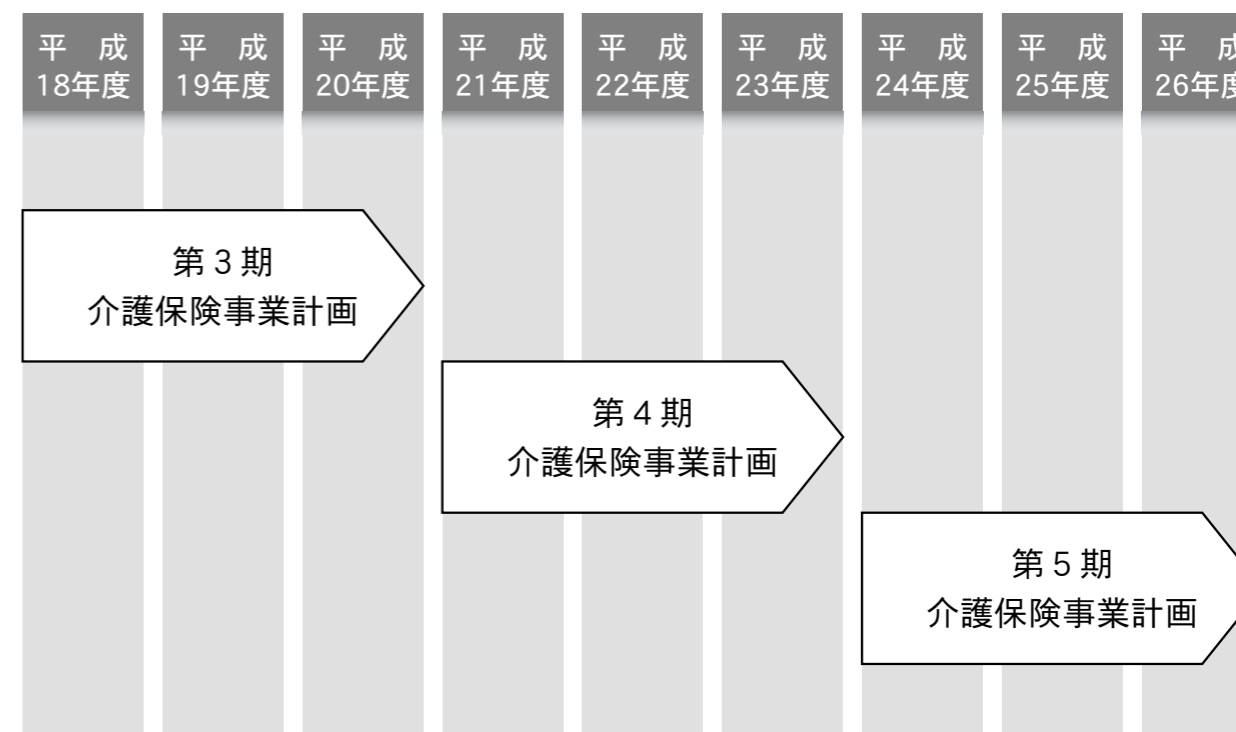
また、これらに加え、「潟上市生涯学習推進計画」など高齢者をはじめとする市民全体の生活を支援するための各種計画を策定します。

このため、本計画はこうした計画と整合性を図りながら、介護保険事業計画においては、在宅・施設サービスの広域化を考慮し、サービス利用量の見込を定めるにあたり、周辺市町村との調整も視野に入れながら策定しました。



3. 計画の期間

平成21年度から平成23年度までを計画期間として策定した第4期介護保険事業計画を見直し、今回新たに、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第5期介護保険事業計画を策定します。



第2節 計画の基本目標と体系

1. 計画の基本目標

介護保険制度が創設され、その後サービス提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、この制度は高齢期を支える制度として定着してきました。

しかし、サービス利用者の増加に伴い、費用も急速に増大しており、今後平成27年には団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することが予想されます。このような中、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるための介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。さらに、重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみの世帯の増加への対応等も喫緊の課題になっています。

このような状況を踏まえ、第5期介護保険事業計画では高齢者が要支援・要介護状態にならないようにするための予防施策を充実・強化するとともに、一方でそのような状態になっても、介護を受け安心して住み慣れた地域で生活できるよう、継続的に地域生活を支援する仕組みづくりを進めます。

こうした視点のもと、潟上市総合発展計画の施策大綱に基づき、次の事項を本計画の基本目標とします。

基本目標

健やかで
安心して暮らせる
健康と福祉のまちづくり

市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境を整え、一人ひとりが安心して生活が送れるよう、ともに支え合い、わりあうことのできる「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」を推進します。

計画の基本的な考え方

2. 計画の体系

基本目標を達成するため、潟上市後期基本計画における計画の体系に基づき、次の政策を掲げ、事業を展開します。

政策	基本施策	主な事業
ともに支え合う ふれあいの 福祉の推進	<u>地域福祉の推進</u>	地域福祉事業 見守りネットワーク事業 安全パトロール事業 福祉座談会 ボランティア活動
	<u>社会保障制度の充実</u>	介護保険事業 介護サービス給付 介護予防サービス給付 高額介護サービス給付 特定入所者介護サービス給付
		地域支援事業 介護予防二次予防事業 介護予防一次予防事業 介護予防マネジメント事業 総合相談支援事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 任意事業
福祉のところで 高齢者に優しい まちづくりの推進	<u>高齢者福祉の充実</u>	在宅福祉事業 緊急通報体制整備事業 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 軽度生活援助事業 生きがい活動支援通所事業 老人クラブ活動支援事業 シルバー人材センター支援事業 敬老式・敬老祝い金支給事業
		施設福祉事業 養護老人ホーム 生活支援ハウス 老人憩いの家 プラザの湯